

毎週火、金曜日発行（但休日となる場合は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 保安林の解除予定  
数人が共同して行なう土地改良事業の認可  
公共測量を実施する旨の通知  
家畜伝染病予防法による豚丹毒予防注射等の  
実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇内水面漁業管理委告示  
漁業法によるあゆの採捕禁止について
- ◇公告 毒物劇物取扱者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第三百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法  
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に

より告示する。

昭和三十九年五月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
気高郡気高町大字奥沢見字水尻一〇〇三(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 三 解除の理由  
子供遊園地敷地とするため  
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百十八号

八頭郡河原町大字小倉七七四番地小倉果実生産第一組合代表者 北尾巖ほか一組合から申請のあった数人が共同して行なう土地改良(開畑)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三

項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年五月二十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年五月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項及び土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により建設省中国地方建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法第十四条第三項及び土地収用法第十一条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年五月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 目的 旧袋川改修計画樹立のための測量  
二 期間 昭和三十九年 五月十五日から  
昭和三十九年十一月三十日まで

三 地域 鳥取市湯所橋から千代川分流点まで

鳥取県告示第三百二十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚丹毒予防注射及び流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年五月二十二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚丹毒及び流行性脳炎予防のため  
二 実施の区域 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
豚丹毒予防注射

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

流行性脳炎予防注射  
繁殖用牝豚

四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射の方法

豚丹毒予防注射……豚丹毒予防液皮下注射  
流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射  
別表 豚丹毒予防注射

実施期日 実施区域 実施場所  
五月二十六日 倉吉市、羽合町、東郷町、各豚舎巡回  
関金町

流行性脳炎予防注射

一 実施回数 三期 三日  
五月二十六日 五月三十日 六月三日 倉吉市、羽合町、東郷町、関金町  
五月二十七日 六月一日 五日 倉吉市、大栄町  
五月二十八日 六月二日 六日 北条町

実施区域 実施場所

倉吉市、羽合町、東郷町、関金町 各豚舎巡回

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年五月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和三十九年五月二十八日 午前十時三十分  
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

00590

三 議題

- 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部改正について。
- 2 その他

内水面漁業管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、天神川及び日野川におけるあゆの採捕を、昭和三十九年六月十三日（引懸（方言ぞろ）については、六月二十四日）まで禁止することを指示する。

昭和三十九年五月二十二日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 江原 勇

公 告

昭和39年4月28日に実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和39年5月22日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

一般受験者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	高橋 真子	5	林 明子
2	久野 貞枝	6	米塚 季子
4	流郷 敏夫	7	藤井 節子

農業上必要な毒物又は劇物のみを受験した者

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
15	笠原 睦	23	林原 弘毅
17	西谷 孝司	24	近藤 義英
18	山本 敏正	26	大口 昭
19	福井 和嗣	27	山本 晴美
22	吉岡 賢一	28	青戸 元文

厚生大臣が指定した毒物又は劇物のみを受験した者

受験番号	氏 名
32	佐藤 薫

鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県鳥取市栗谷町

発行日 火 金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可